

シェアサイクル導入及び管理運営業務 仕様書

1 事業の目的

本事業は「安城市地域公共交通計画」及び「安城市自転車活用推進計画」に基づき、利用者ニーズ・地域ニーズ及び社会情勢に適した柔軟な交通体系を構築するとともに、本市における自転車活用の推進を図るために、ICT等を活用した、誰もが利用しやすい新たな移動サービスの提供と、持続可能なまちづくりを目指している。

住民・観光客・ビジネス客の移動における利便性・回遊性の向上や、環境負荷の軽減等による、本市の魅力向上を目的として、デジタルを活用したシェアサイクル事業を展開する事業者を募集するものである。

2 事業の概要

受注者は、主要交通結節点や観光施設など、複数箇所に自転車及び駐輪機器等を設置し、デジタルを活用して利用、管理ができるシェアサイクルシステム（以下「システム」という。）を構築し、運営にあたって本市の魅力向上に資するような事業改善を適宜行うものとする。なお、自転車（電動アシスト付き自転車33台以上）とそれに付帯する機器やバッテリー類及び駐輪設備（ラック、ビーコン、看板等）についても本業務と合わせて購入するものとし、購入後は発注者の財産とする。

3 基本的事項

- (1) 本仕様書の内容はすべて満たすものとし、同等以上の内容とすること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議することとする。また、疑義及び本仕様書によりがたい事由が生じた場合も同様とする。
- (3) 受注者は、業務上知り得た情報等の外部漏洩、転用等を行わないこと。
- (4) 受注者の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者がその損害を賠償すること。

4 実施期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 実施エリア

安城市内

6 サイクルポート設置箇所について

事業開始時点におけるサイクルポート（以下「ポート」という。）のうち必須となる設置箇所、設置台数は次のとおりとする。なお、鉄道駅についてはそれぞれ2か所にポートを設置するものとする。ただし、現場状況及び施設管理上の問題が発生する場合は、発注者と協議し、設置の可否及び設置台数を決定する。

No.	施設等名称	所在地	想定台数
1	JR安城駅	昭和町1	7
2	JR三河安城駅	三河安城町1-17-1	5
3	名鉄新安城駅	東栄町1-1	5
4	名鉄南安城駅	日の出町13	5
5	安城市総合運動公園	新田町池田上1	4
6	安城市役所	桜町18-23	5
7	デンパーク	赤松町梶1	2

なお、利便性と収益性の向上のため、受注者の責任をもって、必須設置箇所以外の公共施設及び民有地にポートを設置する提案も可とし、その設置及び撤去については本業務受託後受注者において当該候補地と交渉するとともに、発注者の承諾を必要とする。

7 提案内容及び事業内容

業務内容は次の（１）～（５）に掲げるものとする。なお、提案を行う場合に留意すべき点は以下のとおりとする。

- ・本仕様書に例示をしている本業務の運営等で期待する機能に限らず、創意工夫をもって提案すること。
- ・シェアサイクルを公共交通の1つとして効果的に運用するため、導入1年目に実施すべき事業内容を中心に提案し、令和9年3月31日までの運営の構想を示すこと。

（１）下記の機能を満たすシステムの導入

ア 会員管理機能

利用者が、新規会員登録する機能（PC・スマートフォン）、利用履歴を照会する機能、会員情報を確認・変更する機能、会員情報を参照する機能、会員登録解除する機能を有すること。

イ 自転車管理機能

利用者が、自転車情報・ポートの場所を確認する機能、予約を行う機能を有すること。

ウ 貸出機能

(ア) デジタルを活用したシステムであり、自転車に取り付けられた車載器と連動して施錠、解錠ができるものとする。また、どのポートでも無人での貸出、返却を可能とすること。

(イ) 貸出、返却の際には複雑な操作を必要とせず、スマートフォン等を活用して簡易的に行えるものとする。また、原則英語に対応し、外国人利用者においても利用しやすいものとする。

エ 課金管理機能

(ア) クレジットカード、キャリア決済のほか、多様な決済方法を選択できること。

(イ) 課金情報の集計・管理機能を有すること。

オ 運用統計機能 以下の機能を有すること。

(ア) 運用統計情報（発注者が所有する自転車及びポートに関する利用実績、移動履歴及び該当する利用者の情報。なお、安城市域に限らないものとする。）

(イ) 利用規約の範囲での利用データ払い出し機能

(ウ) 位置情報履歴確認機能（過去1年分）

カ 契約期間中におけるシステムの動作保証を行うこと。

(2) 下記の基準を満たす物品の準備

導入完了の翌日から5年間以上の耐久性がある物品を納入すること。

ア 自転車 33台以上

(ア) 操作性，安全性，耐久性に優れた電動アシスト付き自転車とする。なお、ポートで充電を行う場合は必要な機器があれば全数備えること。

- (イ) 手荷物が積載可能なカゴを備えること。
- (ウ) 予備バッテリーを導入台数の3割以上の数量を用意するものとする。
- (エ) 自転車の位置を把握できる機能（GPS）を搭載し、GPS単独またはビーコンとの併用による位置情報により貸出・返却の制御を行うこと。
- (オ) タイヤサイズが20インチ程度のものとする。
- (カ) 車体カラーは協議の上調整する。
- (キ) 自転車に防犯・盗難対策を施すこと。
- (ク) 関係法令に基づき、本事業に供する自転車に、十分な損害保険及び賠償責任保険を付保すること。

イ ポート看板 設置箇所分

- (ア) 利用方法、問い合わせ先等を記載すること又は利用方法問い合わせ先が記載されたマニュアルを添付し、利用者が利用時に迷わないよう工夫を施すこと。

ウ 駐輪機器（ラック） 自転車台数の倍以上

- (ア) 設置及び撤去が容易なものとする。
- (イ) 原則駐輪ラックを設置すること。ただし、発注者及び当該候補地管理者と協議が整った場合はこの限りでない。
- (ウ) 駐輪場所の状況により、各ポートで想定する基準となる駐輪台数の2倍のラック数が確保できない場合は少なくとも1.5台分以上を確保するものとする。

エ 自転車側による駐輪場認知のための電波発生器（ビーコン）及び本器設置に係る付属物品 設置箇所分

- (ア) 電源が必要な場合は受注者が電源を確保すること。その場合に使用した電気料金については受注者が負うものとする。

(3) ポートの準備

事業開始日までに下記の基準を満たすポートの準備。

ア 必要な物品の設置

- イ 目印となるような案内看板等を設置するものとし、ポート全体が安全性、耐久性、デザイン性に富んだものとする。また、ポートの区域であることを示す方法や、本事業と関係ない自転車が駐輪されない

方法を考慮すること。

- ウ ポートは設置場所に応じ、関係法令や施設管理者の指示に適合したものとすること。
- エ 導入するシステムに対応し、通信機やその他必要な機器類を完備すること。
- オ 電源が確保されていない設置箇所において電気を使用する場合は、受注者において本業務受託後に施設管理者及び電力会社と協議を実施すること。
- カ 鉄道駅4駅（JR安城駅、三河安城駅、名鉄新安城駅、南安城駅）については、契約期間内に、ポートまでの誘導を目的とした看板の設置を行うこと。ただし、ポートの設置場所などによって、規格や内容、設置時期等は、受注者の提案により協議の上決定するものとする。

（４）運営

ア 運営体系

本事業の運営にあたっては、全体責任者を選任し、体系的な運営体制を構築すること。

イ 現地対応

- （ア）自転車の再配置・メンテナンス・問い合わせ対応等の運營業務を原則市の関与なしに一括して実施すること。
- （イ）ポートに本事業と関係ない自転車が駐輪されていた場合や、ラック個数を超えて自転車が返却された場合は、早期に適切な対応を行うこと。
- （ウ）施設の利用者に対して支障が生じる場合や、当該施設の運営に支障が生じる場合には、使用の中止を命ずることがある。また、当該施設において工事やイベント等の開催を理由として一時的にポートを撤去する必要が生じた場合には、事前に発注者と受注者で協議を行うものとする。
- （エ）自転車台数の平準化を図るため、自転車の位置情報やバッテリー残量及び各ポートにおける自転車の台数について、受注者のパソコン等（WEB経由）で把握するものとし、必要に応じて自転車の再配置やバッテリー交換を適切に行うこと。併せて、通信機器（車載器）や空気入れ等の運営上必要な対応を行うこ

と。

(オ) 市内すべてのポートが貸出可能かつ返却可能な状態になるよう適宜再配置を実施すること。市内で利用可能な自転車の台数が発注者の所有する自転車台数の8割以上を保つものとし、具体的な頻度や手法については、受注者の提案のもと、発注者と協議の上決定するものとする。

(カ) ポート周辺において、適宜清掃を行うこと。

(キ) 自転車やサイクルポートの修繕が必要な場合は、すべて受注者にて対応すること。

(ク) その他本事業による法的な責任については受注者が負うこと。

ウ 問い合わせ対応

(ア) 利用者からの問い合わせに迅速に対応できるコールセンター（24時間対応）を設置すること

(イ) 事故車両の回収等、現地での対応については、有人での対応可能な時間の中で可能な限り迅速に対応すること。

エ ホームページ・アプリ・システム

(ア) 利用案内や貸出予約等が可能なホームページ及びスマートフォンアプリを準備すること。

(イ) ホームページ、アプリの利用可能な時間は定期点検等を除き、原則24時間365日とすること。ただし、利用者に対して支障が生じる場合や、運営に支障が生じる場合、発注者と協議の上、全体もしくはポートを指定して使用を中止できるものとする。また、メンテナンスによる場合も同様とする。

(ウ) シェアサイクルの普及、利用促進に向けた周知活動を行うこと。また、随時ホームページ、アプリの内容を更新すること。

(エ) システム、ホームページ、アプリの不具合対応やバージョンアップに係る費用は全て受注者の負担とすること。

(オ) システム、ホームページ、アプリの閲覧状態を常時監視し、不具合や障害等が見受けられる場合、速やかに発注者の担当者に連絡し、障害箇所の特定や影響範囲の調査を行うこと。その後、収集した障害情報を基に原因を分析し、発注者との調整を行ったうえで速やかに対応を行うこと。なお、発注者から障害

等の連絡を受けた場合も同様とする。

- (カ) 利用者には利用規約を明示し、適切な利用及び規約の遵守を促すこと。なお、規約内容については発注者と協議の上決定すること。

オ 発注者への報告等

- (ア) 毎月10日までに前月の利用状況（本仕様書7（1）オに示すもの）に加え、収支状況及び利用者からの問い合わせ状況や事故等トラブルの発生状況などを記した業務報告書を提出すること。また、各ポートの利用状況や利用者の動向を示す詳細な分析資料を1年に1度提出すること。報告の様式等については、受注者の提案をもとに発注者と協議の上決定すること。
- (イ) 本事業における利用実績は、オープンデータとして公開するため、公開用データを1年に1度提出すること。データの形式等の詳細については発注者と協議の上決定すること。
- (ウ) 持続可能な業務運営のため、利用者の走行範囲、距離などの分析資料を活用し、客観的な効果・課題の検証を行うため、発注者が要求した場合には安城市総合交通会議への出席すること。
- (エ) システム等の障害があった場合は、障害の原因、影響範囲、対応方法等を対応後もしくは対応中に取りまとめ、速やかに障害報告書として発注者に提出すること。
- (オ) 発注者との調整のため、一元化した窓口を設置し、9時から17時までの間、常に電話、メール、FAXによる対応を確保すること。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(5) アンケート等の実施

利用者を対象に、アンケート等意見を抽出するための事業を実施し、事業把握と改善に活用すること。なお、結果については発注者へ提供するものとする。実施手法については、受注者の提案のもと、発注者との協議により決定するものとする。

(6) 利用促進、啓発

- ア 利用促進を実施すること。
- イ ヘルメットの着用促進など、交通安全ルールやマナーの啓発を実施すること。

(7) その他

システムの運用に必要なその他の物品やシステム費など受注者が準備負担するもの以外で、発注者が準備・負担しなければならないすべての事項や経費を参考として示すこと。

8 役割分担

本事業における役割は以下の表のとおりとする。

主体	役割
発注者	<ul style="list-style-type: none">・シェアサイクル事業の総括・シェアサイクル機器の貸与
受注者	<ul style="list-style-type: none">・シェアサイクル導入に必要な物品等の準備・シェアサイクル事業の管理・運営・現場における利用者対応・自転車再配置、バッテリー交換等の現地作業・シェアサイクルの保守、メンテナンス・シェアサイクル事業供用開始前の準備・シェアサイクル事業の利用促進
システム提供者	<ul style="list-style-type: none">・シェアサイクル事業のシステム提供・月次報告、事業改善検討時の支援

9 利用料金について

(1) 利用料金については、15分50円とする。なお、1日利用、半日利用、法人利用など、その他の多様な料金パターンについては受注者からの提案をもとに発注者と協議の上決定する。

(2) 利用料金については発注者において収受する。

利用料金のうち7割を成果報酬として支払う。なお、その中にはクレジットカード等の決済手数料及び消費税を含むものとする。

成果報酬の支払い時期や支払い方法などは、発注者と協議の上決定するものとする。

(3) 本業務を活用し、受注者が利用料金収入以外に広告収入やその他収入を確保することについては、本業務の目的を達成するために必要な範囲で認めるものとする。また、その際は9(2)と同様に利用料金と合わせて発注者が収受し、7割を成果報酬として支払う。支払い時期

や支払い方法は、発注者と協議の上決定するものとする。

1 0 見積書の提出について

- (1) 本業務に必要な経費を積算すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (2) 委託料上限額 13,000,000円（税込）には、事業開始から令和6年3月31日までの管理運営費を含むものとする。
- (3) 見積書の様式は任意とし、内訳を記載すること。なお、(2)は下記の内容を想定しているが、そのほか、シェアサイクルの導入及び管理運営業務に必要な見積を行っても差し支えないものとし、管理運営費については事業開始日を設定して見積を行うこと。
 - ・シェアサイクルシステム構築（初期設定）料
 - ・運搬費
 - ・全体監修（ポート設置計画、サービス内容、協議調整等）：一式
 - ・ブランディング（WEBサイト構築、パンフレット等）：一式
 - ・ポート整備費（ラック、看板、ビーコン等）：7ヵ所分以上
 - ・電動アシスト自転車（通信端末機ほか必要機材つき）：33台以上
 - ・電動アシスト自転車用予備バッテリー及び充電器：9個以上
 - ・管理運営費（事業開始日～令和6年3月31日分）
 - ・自転車再配置費（事業開始日～令和6年3月31日分）
- (4) プロポーザル実施要領2（4）に記載した本業務実施後における管理運営（令和6年4月1日～令和9年3月31日の3年間分）に必要な経費についても審査の対象とするため、見積書に記載すること。様式は任意とし、内訳を記載すること。（令和6年4月1日から3年分の管理運営費は、シェアサイクル導入にかかる経費に計上した内容をベースとし、電動自転車やポート等の増減は見込まず見積すること。）

1 1 その他

- (1) 運用開始後、利用状況や利用者からの意見をもとに改善すべきことがあれば、発注者と改善に向けた協議を行うこと。
- (2) 本仕様書の内容以外にも利用者の利便性、運用負担の軽減につながる

ものがあれば積極的に提案すること。